

令和6年度 本巢市地域防災計画の修正概要

概要

令和4年6月に修正された防災基本計画の修正内容の反映、令和3年に発生した災害の検証、近年の施策の進展等を踏まえた岐阜県地域防災計画の修正等に基づき、本巢市地域防災計画の修正案を作成しました。

関係法令や国や県の計画の変更に伴い、市の計画においても同様に変更しなければならない事項について加筆、修正を行うものです。

令和6年7月に開庁予定の本巢市役所本庁舎移転による組織改編に伴う災害対策本部の組織体制と分掌事務、職員参集体制等の見直しを行いました。

令和5年度、本巢市根尾地域において、越卒、門脇、大井の3自治会が、土砂災害に備えるため、国土交通省越美山系砂防事務所の協力のもと、地区防災計画の作成に取り組み、令和6年2月、3自治会長より、地区防災計画提案書が提出されました。また、大門自治会が令和5年8月に防災計画を作成し、令和6年4月に、大門自治会長より計画提案書が提出されましたことから、これらをもとに本巢市地域防災計画に定めま

す。

修正箇所についてはすべて計画書に赤字で記載をしています。

修正内容

1 防災基本計画の修正内容を踏まえた修正

防災基本計画の修正（令和4年6月）を踏まえ、防災対策等を強化する。

① 盛土による災害の防止に向けた対応

危険が確認された盛土に対し、速やかな是正指導を行う旨を追記。

「第2部 第1章 第1項 第5節 土地災害予防計画〈本編2-1〉6」

② 豪雪地帯における雪害対策の促進

命綱固定アンカーの設置の促進を図る旨を追記。

「第2部 第1章 第3項 第4節 雪害予防計画〈本編2-1〉17」

③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

消防団員や防災士等が参画した防災教育を推進する旨を記載。

「第2部 第1章 第4項 第1節 防災思想の普及〈本編2-1〉21」

避難情報の発令に際し、気象防災アドバイザー等による助言を活用し、適切に判断する旨を記載。

「第2部 第2章 第2項 第2節 避難対策〈本編2-2〉13」

2 令和3年に発生した災害の検証を踏まえた修正

令和3年8月の大雨により、県内の32観測地点の3分の2以上で8月の降水量の過去最大値を更新し、県内の17市町村に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害や河川の溢水が発生し、復旧工事中の箇所が被災したほか、八百津町において竜巻による家屋への被害が発生した。また、令和3月5月の災害対策基本法の改正で新設された「警戒レベル5 緊急安全確保」が、県内で初めて美濃加茂市及び坂祝町において発令された。

住民の避難意識を高める取り組みの実施

デジタル技術等を活用した切迫感のある広報・啓発の実施に努める旨を追記。

「第2部 第1章 第3項 第1節 水害予防計画〈本編2-1〉12」

正常性バイアス等を克服し、市民が避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとる旨を追記。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉38」

住民自らが地域の災害リスクを把握し、適切な避難行動を考えるために作成するデジタル版「災害・避難カード」の普及を促進する旨を記載。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉39」

避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等の多様な手段の整備に努める旨を追記。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉40」

個別避難計画と地区防災計画、両計画の整合をとり、運用を行う旨を追記。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉48」

3 近年の施策の進展等を踏まえた修正

① 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みの推進

SDGsの観点から踏まえた取り組み、特に目標11「住み続けられるまちづくりを」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取り組みを推進する旨を記載。

「第1部 第1章 第2節 計画の方針〈本編1-1〉2」

② 気候変動を踏まえた防災対策の推進

自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」、流域全体で被害を軽減する「流域治水」の取組みを推進する旨を記載。

「第2部 第1章 第1項 第1節 気候変動を踏まえた防災対策の推進
〈本編2-1〉1 ※新規」

③ デジタル技術を活用した防災対策の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する旨を記載。

「第2部 第1章 第5項 第1節 防災体制の確立〈本編2-1〉30」

4 本巢市役所本庁舎移転による組織改編に伴う災害対策の組織等変更

① 災害対策本部の組織及び事務分掌の変更

本巢市役所本庁舎移転に伴う組織改編により、災害対策本部の組織及び事務分掌を変更。

災害対策本部の組織について、岐阜市消防本部本巢消防署と協議し、本巢消防署長を本部員とした。その結果として、消防部を常備消防部と非常備消防部にわけ、前者の部長を本巢消防署長とし、消防班として市内の各分署に入っただき、後者の部長を本巢市消防団長とし、消防団班として本巢市消防団に入ってもらよう変更。

総務部を総務班、財政班、地域調整班とする。

企画部を人事班、広報班、通信整備班とする。

市民部を市民班、税務班とする。

健康福祉部を福祉支援班、長寿支援班、健康支援班とする。

産業経済部を農政班、林政班、商工観光班とする。

都市建設部を建設班、都市計画班とする。

水道環境部を上水道班、下水道班、環境班とする。

教育部を教育総務班、学校教育班、社会教育班、幼児教育班、学校班とする。

常備消防部を消防班、非常備消防部を消防団班とする。

災害対策本部の分掌事務について、能登半島地震における被災地支援において課題となった人的及び物的支援の受け入れについて、「人的支援の調整に関するこ

と」を人事班、「物的支援の調整に関すること」を財政班とし、担当班を明確にすることで、発災直後にスムーズに支援を受け入れることができる体制を整える。ボランティアの要因確保については、担当班を福祉支援班と市民班とする。

「第2部 第2章 第1項 第1節 防災活動体制の整備〈資料2-2〉2-4」

「第3部 第2章 第1項 第1節 防災活動体制の整備〈資料3-2〉4-6」

② 災害体制の参集基準の変更

参集基準を現状の気象情報等にあわせてより明確化し、警戒第1体制で風水害警戒班が参集、避難情報（高齢者等避難）発令が高まり、災害警戒本部設置の可能性が高まった場合は、総務課5名、建設課と農政課合わせて5名、教育委員会2名が参集する。風水害警戒班は本庁舎と根尾分庁舎の2班体制とし、大雨警報（土砂災害）が発表された場合や、台風の接近等で市内全域で風水害の危険が高まっている場合は、根尾分庁舎へも警戒班を配備する。

「第2部 第2章 第1項 第1節 防災活動体制の整備〈資料2-2〉1」

③ 震災体制の基準の変更

参集基準を明確化し、参集基準に南海トラフ地震臨時情報の発表を加える。市内で震度4の地震が発生した場合、総務課防災安全係が参集し、警戒第1体制をとり、震度5弱の地震が発生した場合、全職員が参集し、警戒第2体制をとるよう変更。

「第3部 第2章 第1項 第1節 防災活動体制の整備〈資料3-2〉1」

5 地区防災計画（越卒、門脇、大井、大門自治会）の策定

土砂災害に備えるため、令和4年度に根尾地域のモデル3自治会で策定した地区防災計画を水平展開し、令和5年度、越卒、門脇、大井の3自治会が新たに取り組み策定した地区防災計画と、大門自治会が策定した防災計画を、それぞれ地区防災計画として本巢市地域防災計画に定める。

「第2部 第1章 第4項 第2節 自主防災組織の育成と強化〈資料2-1〉19」

「地区防災計画（板所、川原、中自治会）」

「大門自治会防災計画（大門自治会）」

6 その他の修正

① 岐阜市消防本部 本巢消防署 根尾分署の移転促進

岐阜市消防本部 本巢消防署 根尾分署は土砂災害警戒区域に立地しているため、「岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画」および「岐阜市消防本部消防庁舎整備計画」に基づき、範囲外への移転を進める旨記載。

「第2部 第1章 第1項 第2節

砂防、急傾斜地崩壊防災対策、雪崩対策事業地勢〈本編2-1〉3」

② 本巢市ホープ防災リーダーズの育成と連携

令和6年3月に、18歳以下の防災士とジュニア防災リーダーで組織する本巢市ホープ防災リーダーズが発足したため、未来の地域防災を担うホープ防災リーダーズを育成、連携をとり、市民の防災意識を向上させる旨を記載。

「第2部 第1章 第4項 第1節 防災思想の普及〈本編2-1〉20-21」

③ 災害時協力井戸の整備

能登半島地震では、断水による生活用水の不足が課題となったため、地震等による断水に備え、個人や事業所が使用している井戸を災害時協力井戸として事前に登録し、災害時に生活用水として被災者等に提供できるよう整備する旨を記載。

「第3部 第1章 第4項 第5節 ライフライン対策〈本編3-1〉17」

④ 福祉避難所の廃止と設置運営に関する協定の締結

糸貫デイサービスセンターと根尾デイサービスセンターの閉鎖に伴い、市が指定する福祉避難所を廃止。

令和5年に市内の15の事業所と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、避難情報発令時、より速やかに福祉避難所が開設できるようにする。

「第2部 第2章 第2項 第2節 避難対策〈本編2-2〉15」

「第2部 第2章 第1項 第2節 災害応援要請〈資料2-2〉20」

「第3部 第4章 第2項 第2節

関係者との連携協力の確保〈資料3-4〉10-11」

⑤ 相互応援協定の締結機関の追加

令和5年6月に、中北薬品株式会社と「福祉の推進、大規模災害対応並びに地域の健康づくりに向けた相互連携に関する包括協定」を締結。

令和5年10月に、一般社団法人DPCA及び地域再生・防災ドローン利活用推進協議会(RUSEA)と「災害時におけるドローンを活用した支援活動に関する協定」を締結。

令和5年11月に、三井住友海上火災保険株式会社と「包括連携に関する協定」及び「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」を締結。

令和6年1月に、株式会社ルネサンスと「災害時における施設開放及び運動支援に関する協定」を締結。

令和6年2月に、株式会社イノアックコーポレーション西濃事業所と「災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定」を締結。

令和6年2月に、一般社団法人地域環境資源センターと「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」を締結。

令和6年4月に、奥長良川名水株式会社と「災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬に関する協定」を締結。

「第2部 第2章 第1項 第2節 災害応援要請〈資料2-2〉19-20」

「第3部 第4章 第2項 第2節 関係者との連携協力の確保〈資料3-4〉10」

⑥ もとまるパークを広域防災拠点施設に指定

もとまるパークを救助活動拠点、一時集積配分拠点、ライフライン復旧活動拠点の3つの防災拠点施設である「広域防災拠点施設」として位置づけたため、記載。「救援物資集積場所」、「調達・救援食料の集積場所」にも追記。

「第2部 第1章 第5項 第1節 防災対策の確立〈資料2-1〉21」

「第2部 第1章 第5項 第2節 緊急輸送網の整備〈資料2-1〉24」

「第2部 第2章 第3項 第3節 被災者救援対策〈資料2-2〉67」

⑦ 本巢市指定緊急避難場所の追加

「宝珠集荷場」「下屋井公民館」「旦内南集荷場」を本巢市指定緊急避難場所に追加。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉35-37」

⑧ 弾正幼稚園移転に伴う住所変更

令和5年12月の弾正幼稚園移転に伴う住所変更。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉29」

「第2部 第1章 第6項 第4節 避難対策〈資料2-1〉49」

「第2部 第2章 第2項 第12節 公共施設の応急対策〈資料2-2〉56」

⑨ 「備蓄資材・食料等計画一覧表（避難所等）」の更新

令和5年度、岐阜県女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業補助金を活用し、避難所におけるプライベート確保のための段ボール個室を導入。

能登半島地震で断水により課題となったトイレ用品を追加で購入。

上記により、一覧表を更新。

「第2部 第1章 第6項 第2節

食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保〈資料 2-1〉 44」

⑩ 気象警報等の発表基準の変更

令和 5 年 6 月 8 日に岐阜地方気象台が発表した最新の基準に変更。

「第 2 部 第 2 章 第 1 項 第 3 節 予報及び警報・災害情報の収集・伝達
〈資料 2-2〉 24-25」

7 令和 4 年度計画修正後、岐阜県からの指摘による修正

① 指定公共機関「水資源機構」の記載の削除

本巣市には水資源機構施設が存在しないため、記載を削除。

「第 1 部 第 2 章 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱〈本編 1-2〉 5」

② ため池の施設整備対策の削除

農業用ため池の漏水決壊等に伴う災害を防止するため、緊急性の高いものから順次実施する旨の記載を削除。

「第 2 部 第 1 章 第 1 項 第 3 節 農地防災計画〈本編 2-1〉 4」

③ ため池決壊時の対策の削除

決壊した場合、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備し、ハザードマップを作成・周知する旨の記載を削除。

「第 2 部 第 1 章 第 3 項 第 1 節 水害予防計画〈本編 2-1〉 12」

④ 避難行動要支援者名簿の提供に係る同意について

避難行動要支援者本人だけでなく、避難支援等を実施する者の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。

「第 2 部 第 1 章 第 6 項 第 4 節 要配慮者の安全確保〈本編 2-1〉 48」

⑤ 土砂災害危険箇所の修正

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部より、土砂災害危険箇所（土石流危険渓

流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)の表記を使用せず、「土砂災害警戒区域」を使用するよう指示があったため、修正。

- ・「土石流危険渓流」を「土砂災害警戒区域（土石流）」に修正
- ・「急傾斜地崩壊危険区域」を「土砂災害警戒区域（急傾斜地）」に修正
- ・「土砂災害危険箇所等」を「土砂災害（特別）警戒区域」に修正
- ・「土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の」を「土砂災害（特別）警戒区域」に修正。

「第2部 第1章 第1項 第2節 砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業
〈本編2-1〉2」

「第3部 第1章 第4項 第4節
災害時に予測される危険区域の防災事業の推進 〈本編3-1〉15」

- ・「土砂災害危険箇所」を「土砂災害（特別）特別警戒区域」に修正
- ・土石流の発生について、「時間雨量30mm程度から災害発生例が急に増加していることが経験的に知られている」旨の記述を削除。

「第2部 第2章 第2項 第2節 避難対策 〈本編2-2〉14」

- ・「表.土石流危険渓流地」「表.急傾斜地崩壊危険箇所」「表.土砂災害（特別）警戒区域一覧」を「表.土砂災害（特別）警戒区域一覧」に統一し、最新の土砂災害（特別）警戒区域に修正

「第2部 第1章 第1項 第2節 砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業
〈資料編2-1〉3-11」

⑥ 緊急輸送道路の追加

「木知原1号線」を追記。

「第2部 第2章 第2項 第8節 緊急輸送・交通規制対策

〈資料編2-2〉49」